

任意継続組合員資格取得申出書

決裁 局長	審 課長	査 係長	係		任意継続組合員証 記号番号	7000 -
課長 専決						
退職時の 組合員証 記号番号	—	退職時の 所属機関名				
氏名		退職時の掛金の 基礎となった 標準報酬月額	第 級	(千円)		
生年月日	昭和 平成 年 月 日	退職日	令和 年 月 日			
住所	フリガナ 〒		電話番号	() —		
給付金等の 振込口座	1. 在職中と同じ					
〔指定金融機 関における 本人名義の 普通預金口座〕	2. 変更	指定金融機関	支店名			
		1. 鹿児島銀行	本店			
		2. 九州労働金庫	支店			
		3. _____農協(県内)	本所			
		4. 南日本銀行*	支所			
		* 薩摩川内市里町、上甕町、 下甕町、鹿島町に限る		出張所		
		金融機関コード等	金融機関コード	支店コード		
		口座番号(右詰)				
任意継続掛金 の払込方法 (希望するものに○)	1. 月払い	2. 前納(半年払い)	3. 前納(1年払い)			
地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により、上記のとおり任意継続組合員の資格 を取得いたしたく申し出ます。 令和 年 月 日 鹿児島県市町村職員共済組合理事長 殿 <div style="text-align: right;"> 申出者氏名 (印) </div>						
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和 年 月 日 <div style="text-align: right;"> 職名 所属所長 氏名 (印) </div>						

(注) 1. 任意継続組合員となれるのは、組合員期間が引き続き1年以上の者が退職の日から20日(正当な理由と組合が認めるときは、その日)以内にこの申出書を組合に提出した場合に限られます。
 2. 任意継続組合員期間は、退職後2年間です。ただし、死亡したとき、掛金の振込がなかったとき、組合員(他の社会保険の被保険者を含む)となったとき及び本人の申出があったときは、資格を喪失します。
 3. この申出書には、組合員証等を添付すること。